

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
電波統制機器の設置	東京都新宿区市谷本村町5-1防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室長佐藤伸樹	25.7.4	日本電気(株)	本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。(根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	10,132,500	—					
衛星通信固定局装置GFSC-DNの撤去	東京都新宿区市谷本村町5-1防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室長佐藤伸樹	25.7.4	富士古河E&C	本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。(根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	22,333,500	—					
移動端末秘匿部への音声通信機能の付加役務	東京都新宿区市谷本村町5-1防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室長佐藤伸樹	25.7.5	日本電気(株)	本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。(根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	1,821,750	—					
中央システム用ソフトウェア	東京都新宿区市谷本村町5-1防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室長佐藤伸樹	25.7.17	日本電気(株)	本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。(根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	134,557,500	—					
COE部品維持	東京都新宿区市谷本村町5-1防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室長佐藤伸樹	25.7.17	富士通(株)	本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。(根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	416,042,550	—					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
中央指揮システム専用通信の定期点検整備(海自用専用交換装置等)	東京都新宿区市谷本村町5-1防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室長佐藤伸樹	25.7.30	(株) 沖電気カスターマアソテック	本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。(根拠法令: 会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	1,680,000	—					
中央指揮システム専用通信の定期点検整備(総括局用専用交換装置等)	東京都新宿区市谷本村町5-1防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室長佐藤伸樹	25.7.30	富士通特機システム(株)	本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。(根拠法令: 会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	9,254,700	—					
「調査分析トレーニング」受講料	東京都新宿区市谷本村町5-1防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室長佐藤伸樹	25.7.1	(株) サイバーディフェンス研究所	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため。(根拠法令: 会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	2,341,500	—					記載漏れによる追記 (25.12.13)

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。